## 小千谷市長交際費の支出及び公表基準

(趣旨)

第1条 この基準は、小千谷市長(これに準じる者を含む。以下「市長」という。)が、円滑な市 政運営のため、市を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費(以下「市長交際費」と いう。)の支出及び公表について、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 市長交際費は、次の区分に基づいて支出することができるものとする。また、その支出 金額は、社会通念上、妥当と認められる範囲内で支出するものとする。

区分	内容
弔慰金	市政関係者等及びその親族に対する香典、花輪、供花等に係る支出
見舞金	市政関係者等の病気、事故、災害等に対する見舞金に係る支出
会費	総会、懇談会、記念式典等への参加のための会費、会費相当分に係る支出
賛助金	公益性のある団体が開催する大会等の協賛に係る支出
その他	上記項目のほか、市長が市政運営上、特に必要と認める経費に係る支出

(公表)

- 第3条 支出基準に基づく市長交際費の執行状況については、次に掲げる内容とする。
- (1) 支出日(支出原因の発生日)
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額
- 2 市長交際費の公表に当たっては、小千谷市情報公開条例(平成 10 年小千谷市条例第 19 号)に 基づき個人情報の保護に十分配慮するものとする。
- 3 市長交際費の公表は、毎月月末までに前月分を行うものとする。
- 4 公表の方法は、小千谷市ホームページに掲載するほか、企画政策課において閲覧に供するものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成24年1月1日から施行し、同日以降に支出のあったものについて適用する。